

新旧对照表

現 行

手数料			
(3) 宅地造成工事許可証明手数料	法第8条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付		(略)

44 (略)

45 住宅地造成事業に関する法律に関する手数料

名称	事務の区分	金額
(1) 住宅地造成事業施行認可申請手数料	都市計画法施行法(昭和43年法律第101号)第7条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる住宅地造成事業に関する法律(昭和39年法律第160号。以下この部において「法」という。)第4条の規定に基づく住宅地造成事業の施行の認可の申請に対する審査	(略)
(略)	(略)	(略)

備考 1 住宅地造成事業に関する工事に宅地造成等規制法第8条第1項の規定により許可を受けなければならない工事が含まれる場合における住宅地造成事業施行認可申請手数料の金額は、宅地造成工事許可申請手数料の金額に相当する額を加算した金額とする。

2 (略)

46~56 (略)

57 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に関する手数料

名称	事務の区分	金額
予定道路に係る建築物の敷地と道路との関係の特例許可申請手数料	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第115条第1項の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係の特例の許可の申請に対する審査	160,000円

58 介護保険法に関する手数料

名称	事務の区分	金額
(略)	(略)	(略)
(6) 介護支援専門員実務研修受講試験問題作成手数料	法第69条の11第1項の規定に基づく介護支援専門員実務研修受講試験の問題の作成及び合格基準の設定	1,800円
(略)	(略)	(略)

59~65 (略)

66 都市の低炭素化の促進に関する法律に関する手数料

名称	事務の区分	金額	
(略)	(略)	(略)	
(2) 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画(以下この部において「新築等計画」という。)の認定の申請に対する審査	一戸建ての住宅(一棟の建築物からなる一戸の住宅で、住宅以外の用途に供する部分を有しないものをいう。以下この部において同じ。)に係る知事が定める機能により作成された法第54条第1項第1号に規定する基準に適合する新築等計画であると認める旨の書類(以下この部において「適合証」という。)が添付されている場合	7,000円
		一戸建ての住宅(一棟の建築物からなる一戸の住宅で、住宅以外の用途に供する部分を有しないものをいう。以下この部において同じ。)に係る知事が定める機能により作成された法第54条第1項第1号に規定する基準に適合する新築等計画であると認める旨の書類(以下この部において「適合証」という。)が添付されている場合	7,500円
	一戸建ての住宅(一棟の建築物からなる一戸の住宅で、住宅以外の用途に供する部分を有しないものをいう。以下この部において同じ。)に係る知事が定める機能により作成された法第54条第1項第1号に規定する基準に適合する新築等計画であると認める旨の書類(以下この部において「適合証」という。)が添付されている場合	住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(以下こ	9,100円
		住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(以下こ	9,600円

改 正 案

手数料			
(3) 宅地造成工事許可証明手数料	法第8条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付		(略)

44 (略)

45 住宅地造成事業に関する法律に関する手数料

名称	事務の区分	金額
(1) 住宅地造成事業施行認可申請手数料	都市計画法施行法(昭和43年法律第101号)第7条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる住宅地造成事業に関する法律(昭和39年法律第160号。以下この部において「法」という。)第4条の規定に基づく住宅地造成事業の施行の認可の申請に対する審査	(略)
(略)	(略)	(略)

備考 1 住宅地造成事業に関する工事に宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法第8条第1項の規定により許可を受けなければならない工事が含まれる場合における住宅地造成事業施行認可申請手数料の金額は、宅地造成工事許可申請手数料の金額に相当する額を加算した金額とする。

2 (略)

46~56 (略)

57 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に関する手数料

名称	事務の区分	金額
予定道路に係る建築物の敷地と道路との関係の特例許可申請手数料	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第116条第1項の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係の特例の許可の申請に対する審査	160,000円

58 介護保険法に関する手数料

名称	事務の区分	金額
(略)	(略)	(略)
(6) 介護支援専門員実務研修受講試験問題作成手数料	法第69条の11第1項の規定に基づく介護支援専門員実務研修受講試験の問題の作成及び合格基準の設定	1,400円
(略)	(略)	(略)

59~65 (略)

66 都市の低炭素化の促進に関する法律に関する手数料

名称	事務の区分	金額	
(略)	(略)	(略)	
(2) 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画(以下この部において「新築等計画」という。)の認定の申請に対する審査	一戸建ての住宅(一棟の建築物からなる一戸の住宅で、住宅以外の用途に供する部分を有しないものをいう。以下この部において同じ。)に係る知事が定める機能により作成された法第54条第1項第1号に規定する基準に適合する新築等計画であると認める旨の書類(以下この部において「適合証」という。)が添付されている場合	7,000円
		一戸建ての住宅(一棟の建築物からなる一戸の住宅で、住宅以外の用途に供する部分を有しないものをいう。以下この部において同じ。)に係る知事が定める機能により作成された法第54条第1項第1号に規定する基準に適合する新築等計画であると認める旨の書類(以下この部において「適合証」という。)が添付されている場合	7,500円
	一戸建ての住宅(一棟の建築物からなる一戸の住宅で、住宅以外の用途に供する部分を有しないものをいう。以下この部において同じ。)に係る知事が定める機能により作成された法第54条第1項第1号に規定する基準に適合する新築等計画であると認める旨の書類(以下この部において「適合証」という。)が添付されている場合	住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(以下こ	9,100円
		住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(以下こ	9,600円

現 行			
	新築等計画である場合	の部において「性能評価書」という。)が添付されている場合	
		その他の場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの 40,000円 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 45,000円
	建築物（一戸建ての住宅であるものを除く。以下この部において同じ。）の住戸の部分に係る新築等計画である場合	適合証が添付されている場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの 12,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 28,000円
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 67,000円
			床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 104,000円
			床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 168,000円
			床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 238,000円
			床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの 373,000円
			性能評価書が添付されている場合
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 30,000円	
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 69,000円	
		床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 106,000円	
		床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 170,000円	
		床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 240,000円	
		床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの 375,000円	
		その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの 77,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 130,000円	
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 228,000円	
		床面積の合計が5,000平方	床面積の合計が5,000平方 318,000円

改 正 案			
	新築等計画である場合	されている場合	
		その他の場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの 40,000円 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 45,000円

現 行					
		<u>メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>			
		床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>617,000円</u>		
		<u>床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u>	<u>1,065,000円</u>		
		<u>床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの</u>	<u>1,958,000円</u>		
<u>建築物全体に係る新築等計画である場合（住宅の用に供する部分（以下この部において「住宅部分」という。）に限る。）</u>	適合証が添付されている場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円		
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	28,000円		
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	67,000円		
		床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	104,000円		
		床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	168,000円		
		床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	238,000円		
		床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	373,000円		
	その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	77,000円		
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	130,000円		
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	228,000円		

改 正 案					
<u>一戸建ての住宅以外の建築物に係る新築等計画である場合（住宅の用に供する部分（以下この部において「住宅部分」という。）に限る。）</u>	適合証が添付されている場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円		
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	28,000円		
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	67,000円		
		床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	104,000円		
		床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	168,000円		
		床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	238,000円		
		床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	373,000円		
<u>全ての住戸が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この部において「省令」という。）第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による場合</u>		床面積の合計が300平方メートル未満のもの	<u>38,000円</u>		
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>66,000円</u>		
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>125,000円</u>		
		床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>178,000円</u>		
		床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>322,000円</u>		
		床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>520,000円</u>		
		床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	<u>915,000円</u>		
	その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	77,000円		
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	130,000円		
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	228,000円		

現 行				
			メートル未満のもの	
			床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	318,000円
			床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	617,000円
			床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,065,000円
			床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,958,000円
		<u>建築物全体に係る新築等計画である場合（住宅部分以外の部分に限る。）</u>	適合証が添付されている場合	(略)
			建築物全体のエネルギーの使用の効率性その他の性能について、特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法として知事が別に定めるものにより算出する場合	(略)
			その他の場合	(略)
(3) 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	法第55条第1項の規定に基づく新築等計画の変更の認定の申請に対する審査		新築等計画に係る <u>住戸又は建築物</u> の変更しようとする部分の床面積（建築物のエネルギー使用の効率性その他の性能を算出する方法の変更を伴う場合にあっては、変更後の方法で評価される <u>住戸又は建築物</u> の部分の床面積を含む。以下(4)の款において同じ。）に応じ、(2)の款に定める金額に相当する額	
(4) 低炭素建築物新築等計画軽微変更該当証明申請手数料	都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第46条の2の規定に基づく新築等計画の変更が軽微な変更 _{に該当している旨の証明の申請に対する審査}		新築等計画に係る <u>住戸又は建築物</u> の変更した部分の床面積に応じ、(2)の款に定める金額に相当する額	

備考 1 (略)
 2 建築物の住戸の部分に係る新築等計画の認定と当該住戸を含む建築物全体に係る新築等計画の認定を併せて申請する場合における低炭素建築物新築等計画認定申請手数料、低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画軽微変更該当証明申請手数料の額は、建築物全体に係る新築等計画である場合における手数料の額とする。
 3 (略)

改 正 案				
			メートル未満のもの	
			床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	318,000円
			床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	617,000円
			床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,065,000円
			床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,958,000円
		<u>一戸建ての住宅以外の建築物に係る新築等計画である場合（住宅部分以外の部分に限る。）</u>	適合証が添付されている場合	(略)
			省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による場合	(略)
			その他の場合	(略)
(3) 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	法第55条第1項の規定に基づく新築等計画の変更の認定の申請に対する審査		新築等計画に係る建築物の変更しようとする部分の床面積（建築物のエネルギー使用の効率性その他の性能を算出する方法の変更を伴う場合にあっては、変更後の方法で評価される建築物の部分の床面積を含む。以下(4)の款において同じ。）に応じ、(2)の款に定める金額に相当する額	
(4) 低炭素建築物新築等計画軽微変更該当証明申請手数料	都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第46条の2の規定に基づく新築等計画の変更が軽微な変更 _{に該当している旨の証明の申請に対する審査}		新築等計画に係る建築物の変更した部分の床面積に応じ、(2)の款に定める金額に相当する額	

備考 1 (略)
 2 (略)